

第20回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：平成29年1月31日(火) 午後2時～午後3時35分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 会議室「千鳥・海鷗」

3 出席者：

(1) 委員

稲垣総一郎委員、小川善之委員、國松憲子委員、下井康史委員、多賀谷一照委員、
武岡和枝委員、辻徳次郎委員、本澤陽一委員、松浦隆委員、村野文美委員

(2) 事務局

志村総務局長、久我政策法務課長、金森同課市政情報室長、渡邊同課主査、
土井同課主任主事、中村同課主任主事

(3) 実施機関

(健康保険課)

吉田課長補佐、多田主査

(業務改革推進課)

山下課長補佐

(情報システム課情報セキュリティ管理室)

上原室長、廣田主任主事

4 議 題：

議 事

- (1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問
(個人情報に関する重要事項について(特定個人情報保護評価))

報 告

- (1) 行政機関個人情報保護法の一部改正について

5 議事の概要：

議 事

- (1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問
(個人情報に関する重要事項について(特定個人情報保護評価))

実施機関からの説明を受け審議し、次の全項目評価書について、現段階における評価として妥当である旨、答申することとした。

ア 国民健康保険システム(国民健康保険に関する事務)

報 告

(1) 行政機関個人情報保護法の一部改正について

事務局から、行政機関個人情報保護法の一部改正について、報告があった。

6 会議経過：

(金森市政情報室長) 定刻になりました。委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。市政情報室長の金森でございます。

議事に入ります前に、総務局長の志村より、ご挨拶を申し上げます。

(志村総務局長) 皆さん、こんにちは。総務局長の志村でございます。本日は大変お忙しい中、第20回千葉市情報公開・個人情報保護審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

さて、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法が改正されまして、各自治体におきましても所要の対応を求められているところでございます。本市におきましても、今後、個人情報保護条例の改正等の検討に入らなければならない状況となっております。

このような中、本日ご審議いただきます内容は2点ございまして、1点は、従来よりご審議いただいております特定個人情報保護評価におきまして、国民健康保険に関する事務の評価書の重要な変更がございますことからご審議をお願いするものでございます。

2点目は、先ほど申しました行政機関個人情報保護法の改正の内容、それから本市の現在の状況等についてご報告をさせていただくものでございます。委員の皆様におきましては、本日、忌憚のないご意見、ご質問をいただけますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(金森市政情報室長) それでは、稲垣会長、よろしく申し上げます。

(稲垣会長) それでは、ただいまから第20回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日は、全員にご出席いただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、本日の委員会は成立しております。

本日の会議は、事前に委員の皆様にご案内しておりますとおり、公開の会議として開催いたしております。

では、お手元の会議次第に従いまして議事に入ります。

議事(1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問(個人情報に関する重要事項について(特定個人情報保護評価))

(稲垣会長) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問(個人情報に関する重要事項について(特定個人情報保護評価))を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(金森市政情報室長) 説明に先立ちましてご報告します。先ほど会長から公開の会議というお話がございましたが、現在のところ傍聴人はおりません。

まず、本日の配付資料ですが、資料1から3までございます。資料1及び2を特定個人情報保護

評価の説明に使用させていただきます。また、資料3につきましては、報告「行政機関個人情報保護法の一部改正について」で使用させていただきます。

お手元にご覧いただけますでしょうか。

それでは議題1につきまして、実施機関から説明に入る前に、前回の審議会から半年ほど時間が経過しておりますので、今年度、千葉市が行った特定個人情報保護評価のスケジュール等について事務局から説明したいと思います。

資料1「平成28年度 特定個人情報保護評価スケジュール〈全項目評価〉」をお開きください。

今回付議いたします国民健康保険に関する事務、資料1では国民健康保険システムと書いてございますが、こちらは前回審議会に付議いたしました介護保険に関する事務同様、昨年度この審議会に付議し、一旦はその点検を終えているものですが、その後、一部仕様を追加する必要が出たため、この追加部分について再度ご審議をいただくものでございます。

今ご覧いただいております資料1は、今年度、平成28年度に全項目評価が必要となった2つの事務について、これまでの経過と今後の予定等を1つの表に取りまとめたものでございます。

表の一番上に「国の動き」と書いてございますが、こちらはまさしく国の動き、マイナンバー制度全体の動きを記載しております。ここでは1月から「マイナポータル運用開始」となっておりますが、現在ホームページは開設されているものの、想定されていた行政からのお知らせ機能や、マイナンバーのやりとりの記録の閲覧は、平成29年7月の「情報連携開始」からの予定となっております。少々対応が遅れているという状況でございます。

続きまして、「国の動き」の下の「国民健康保険システム（国民健康保険事務）」から、そのまま右に目を移していただければと思います。平成28年11月から平成29年3月まで「業務要件の検討・要件定義・設計」、平成29年4月から5月まで「適用」、平成29年6月から平成30年3月まで「テスト」、そして平成30年度に「運用開始」という4段階になっております。現在は、平成30年4月の運用開始に向けてシステムの「業務要件の検討・要件定義・設計」の段階、つまり現状稼働しているシステム自体には、あまり直接的な変更は加えていない段階でございます。

次に、表の左に戻っていただきまして、「国民健康保険システム（国民健康保険事務）」の下の「特定個人情報保護評価スケジュール」をご覧ください。その下にある①から⑥までが前回ご説明いたしました特定個人情報保護評価の大枠の手順でございます。①、②は市内部の事務の手順でございますので、説明は割愛させていただきます。

③をご覧ください。市民意見聴取、いわゆるパブリックコメントでございますが、この審議会の付議に先立ちまして、昨年12月14日から本年の1月13日まで市ホームページのほか、市政情報室等での配架という方法で実施いたしました。

なお、市民からの意見はございませんでした。

そして、④が本日の審議会の付議でございますが、こちらでご了承いただければ、⑤にありますように国の委員会へ提出となります。これは2月頃を考えております。また、これも同じく2月頃と考えてございますが、⑥市ホームページでの評価書の公開となります。一連の全項目評価スケジュールは以上でございます。

また、「介護保険システム（介護保険事務）」という記載もございますが、こちらは、前回の審議会でご了承いただいた介護保険システムにつきまして、上の国民健康保険システムの書き方に倣

って大枠のスケジュール、手続きを記載しております。

こちらは、前回、審議会で説明させていただいたこととほぼ内容が重複しますので、詳しい説明は割愛させていただきますが、当初の予定よりもかなり「業務要件の検討・要件定義・設計」が遅れている状況でございます。今回の国民健康保険システム同様、要件定義段階と聞いております。

以上が、今年度、全項目評価が必要となった2つの資料についてのこれまでの経過と今後の予定等でございます。

それでは、今回の特定個人情報保護評価の実施機関であります保健福祉局健康保険課より、国民健康保険事務の全項目評価等の変更点等につきまして説明をさせていただきます。

(吉田健康保険課課長補佐) 健康保険課課長補佐の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、資料2-1の「1 主旨」をご覧ください。

まず、国民健康保険についてですが、加入者は75歳未満の方で勤務先の健康保険に加入している方とその被扶養者以外の方で、国民皆保険制度のもと国の保険に加入することとなっています。具体的には、すでに会社を退職している方、勤務時間が短く勤務先の健康保険の対象にならない方、自営業や農業に従事している方が対象になります。

(1) から順に説明いたします。現在の国民健康保険制度では、市町村及び特別区が保険者となっておりますが、社会保障と税の一体改革の中の国民健康保険制度の改革により、平成30年度から都道府県も市町村と共同で保険者となります。この制度改革により、(2) のとおり、都道府県単位で行う新たな資格管理や高額療養費の仕組みを効率的に運営するための国保情報集約システムが現在、新規に開発されているところです。

国保情報集約システムでは、個人番号と関連づけて被保険者の資格取得喪失年月日の情報や、高額療養費の該当情報の管理を都道府県単位で行うこととなります。例えば、千葉市から千葉県内の他市町村に転居しても、千葉県を保険者とした国保資格は喪失せずに継続扱いとなります。そのため、「※1 高額療養費」で補足説明しておりますように、医療機関等に支払った一部負担金が高額になった場合に自己負担限度額を超えた額が払い戻される制度におきまして、直近12か月以内に3回以上高額療養費の支給を受けている場合に自己負担限度額が引き下がるという多数該当という制度がありますが、千葉県内の転居者は、資格を失わないために該当回数を引き継ぐことが可能となり、自己負担限度額が引き下がりやすくなります。

(3) ですが、国保情報集約システムの管理運営等については、都道府県内全ての市町村が国民健康保険法第113条の3に基づき国民健康保険団体連合会と委託契約を締結することとされております。

以上により、(4) のとおり、平成30年4月1日以降、一部の事務において千葉市から個人番号を含む被保険者の資格・給付情報を千葉県国民健康保険団体連合会、以降「国保連」といいます、に提供することとなったため、今回の全項目評価書の変更及び特定個人情報保護評価の再実施をお願いするものです。

「2 個人番号を使用するメリット」をご覧ください。

個人番号を使用することにより、現行は氏名、性別、生年月日等によって行っている県内で転出入する被保険者の本人特定や転出入が正確に把握できます。転出入を頻繁に繰り返すような方でも

把握が容易にでき、資格管理の適正化にもつながります。

「3 特定個人情報の提供イメージ」をご覧ください。

国保情報集約システムでは、同一都道府県内で被保険者及び世帯を一意に識別できるよう、独自の被保険者IDと世帯IDを創成して資格取得喪失年月日や高額療養費の該当情報を管理するとともに、転入世帯にかかる世帯の継続性の情報を市町村に提供する仕組みとなっております。

なお、世帯の継続性とは、高額療養費の多数該当の通算は家計の同一性、世帯の連続性を考慮して行うこととされていることから、必要となる判断基準となります。

フロー図の①をご覧ください。

A市町村で国保の被保険者が転入、転出した場合、適用開始日、適用終了日、終了日情報と高額療養費情報を国民健康保険システムに登録します。A市町村の国民健康保険システムと国保連の国保情報集約システム間では、資格情報が日次で、高額該当情報は月次で連携されています。

フロー図の②をご覧ください。

国保連にある国保情報集約システム内では、個人番号と関連づけて資格取得喪失年月日を作成、高額療養費該当情報を管理します。①で適用開始日、適用終了日情報とありますが、①が他の都道府県との間での転居の場合、①の適用開始日、適用終了日と②の資格取得喪失年月日情報が同一ということになります。

国保情報集約システム内に登録される全ての被保険者について、個人番号と関連づく都道府県単位の独自の被保険者IDと世帯IDが創生され付番されます。被保険者ID等が創生されたときには、それとは異なる外部表示用の被保険者IDが市町村に振り出されます。市町村は、外部表示される被保険者ID等を活用して情報集約システム内の情報を検索、閲覧することができます。

フロー図の③をご覧ください。

対象者が同一都道府県内でA市町村からB市町村に転居した場合、A市町村と国保連間でフロー①と同様に情報連携がなされると、A市町村で取得した資格取得、喪失年月日情報についても日次で連携し提供します。

フロー図の④をご覧ください。

③同様に、A市町村と国保連間では、A市の高額療養費該当情報を世帯の継続性の確定後、情報連携により引き継ぎます。

次に、「4 評価書の変更が必要となる主な点」です。

まずは「I 基本情報」において、特定個人情報ファイルを取扱事務において使用するシステムに国保総合システム及び国保情報集約システムに関する記載を追加しました。※1の補足説明にありますように、国保情報集約システムは、国保総合システム等とは物理的に別の基板上に構築されますが、すでに運用実績のあるレセプト情報等を扱う国保総合システムの情報資産を有効活用し、専用端末や市町村と国保連との間のネットワークを共用することとしております。

図面につきましては、資料2-2をご覧ください。

変更前は、国保連から千葉市にレセプトデータが来るだけでしたが、変更後は⑨を追加し、レセプトデータ等を扱う国保総合システムの情報資産を活用した国保情報集約システムと千葉市の国民健康保険システムとの間で特定個人情報を含むデータと連携が行われる仕組みとなっております。また、データ連携PCと中間サーバを配置し、媒体紛失や不正利用等のリスクを大幅に軽減するた

め、自動連携の仕組みとしております。

資料2-1にお戻りください。「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」に、国保連からの特定個人情報の入手に関する記載、国保連に委託する資格継続業務、高額該当回数の引継業務に関する保険者事務共同処理業務、特定個人情報ファイルの記録項目を追加しました。

次に、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」として、国保総合（国保集約）システムに関する記載を追加しました。

「Ⅳ その他リスク対策」についても、国保総合（国保集約）システムに関する記載を追加しました。

「5 国保連の特定個人情報管理体制」についてですが、平成28年8月30日に開催されました第19回千葉市情報公開・個人情報保護審議会の介護保険事務の説明において、千葉市と国保連間の委託契約の関係としてご説明をさせていただいており、基本は前回同様となるため、国保連の体制等の進展をご説明いたします。

資料2-4の「千葉県国民健康保険団体連合会個人情報保護に関する規程」、「千葉県国民健康保険団体連合会電子計算機処理データ保護管理規程」、「千葉県国民健康保険団体連合会特定個人情報等取扱規程」、「安全管理措置（組織体制）」については、本日現在で変更がありません。

特定個人情報等取扱規程については、国保中央会が改正案を作成しており、連合会では3月末までに改正を予定しております。

特定個人情報等取扱規程改正案で個人番号取扱事務の範囲を、従前の個人番号関係事務、国民健康保険法に係る個人番号利用事務、高齢者の医療の確保に関する法律に係る個人番号利用事務に加えまして、介護保険法に係る個人番号利用事務、障害者総合支援法に係る個人番号利用事務、児童福祉法に係る個人番号利用事務、医療保険者等向け中間サーバ等に係る個人番号利用事務を新たに加える予定となっております。

次に、ISMS/ISO27001認証については、3月中の取得が確実となっております。この認証取得により、今後、定期的に外部評価を受けることとなります。

特定個人情報にアクセスできるのは、職務上必要最小限の職員とし、アクセス権限も必要最小限とするなどの体制整備を確実に行います。委託契約書案は、平成29年4月公開に向け、国がひな形を検討中です。千葉市の契約書ひな形にある個人情報取扱特記事項同等の記載があるかを確認し、契約書の記載に不足がないようにいたします。

千葉市による内部管理体制の確認方法については、現在協議中です。これは、契約書上国保連の内部体制のチェックが可能となっておりますが、国保連は県内全市町村と契約するため、一括した確認の方法等を検討しております。

続きまして、「6 国保情報集約システムのセキュリティ対策について」を説明いたします。

この図は国から示された国保情報集約システムのセキュリティ対策となりますが、これらのセキュリティ対策を実施し、国保連と市町村の責任範囲が明確になることで、⑧のデータ連携PCによる自動連携を可能としております。千葉市としては、媒体の紛失や不正利用等のリスクを軽減するため、データ連携PCの導入を選択いたしました。

また、③の保険者ネットワークは、LGWANではなくIP-VPNを利用した国保連と各保険者間の専用回線のネットワークで、従前より国保連と市町村間でレセプト情報等を連携する国保総

合システムのネットワーク、保険者ネットワークを指しています。

④は、国保連で電子メール等のインターネット回線を使用する場合、国保中央会の管理する専用サーバを経由し集中管理を行っているため、安全性が確認できないサイトにはアクセス拒否され閲覧することができないようになっており、フリーメールも原則として使用することができないようになっております。

なお、国保情報集約システムで特定個人情報等を連携する場合、そのデータは暗号化された上で転送されます。

最後に、先ほどの説明と重なりますが、全項目評価書につきましては、平成28年12月14日から1か月間、住民等の意見聴取を実施しましたが、特に意見はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(稲垣会長) ありがとうございます。

では、ご説明に対してご質問や意見等ある方はいらっしゃいますか。

(多賀谷副会長) セキュリティの仕組みで、いまいちわからないところがあるのですが、国保連の情報集約システムのセキュリティ対策については、I SMS/I SO 27001を取得するということですね。I SOではだめという話はあまり聞いたことがないですが、I SOのみで十分なのかという懸念はあります。

そこで、制度的なことを確認したいのですが、千葉市は国民健康保険に関する事務について、全項目評価を実施していますが、国保連も同じような事務を行うわけですね。つまり、国保連自体もいろいろな公的な個人情報を扱うわけですね。国保連自体の安全性というものを個人情報保護委員会は業務評価をしないのでしょうか。

(多田健康保険課主査) 健康保険課、多田です。国保連では、そのような評価は今のところ行っていないと聞いております。ただ、先ほどおっしゃられたI SOについては、それを取得することだけでは完璧ではありませんが、それにより外部からの目が確実に入るという意味では、一つ前進だという認識はしております。

(多賀谷副会長) なぜ国保連は、その評価の対象にならないのですか。制度的にそうなっているのですか。

(金森市政情報室長) 制度的に義務づけられた機関というのは、国の機関であったり独立行政法人であったりするのですが、先ほど所管課からも説明がありましたように、国保連は国民健康保険法に基づく法人ということで、その制度設計から外れておまして、義務づけられてはいないと聞いてございます。

(多賀谷副会長) これは公的機関ではないということですか。

(金森市政情報室長) 公的機関ですが、義務づけられている機関の中には入っていないということです。

(多賀谷副会長) 要するに独立行政法人等の範囲外だということですね。

(金森市政情報室長) いわば特別法である国民健康保険法の法人になるわけですが、それは評価の対象ではないということです。

(多賀谷副会長) 評価の義務はないわけですね。

(金森市政情報室長) 決して同等の評価をすることが妨げられるわけではありませんが、制度上、

評価の対象外です。

(多賀谷副会長) この評価のほうが、私はISOよりももう少し信用が置けると思っています。ISOは民間の機関で、基本的にノーとは言わないのですね。それは少し懸念があるという気がします。

(金森市政情報室長) 以前、ご審議いただいた後期高齢者医療事務などで対象となっている後期高齢者医療広域連合は、特定個人情報保護評価の対象になっております。

(多賀谷副会長) あれは業務評価の対象なのですね。

(金森市政情報室長) はい。そこは異なる点です。

(多賀谷副会長) もう1つよろしいですか。個人番号を暗号化して送信するとのことですが、暗号は共通鍵ですか、それとも公開鍵ですか。おそらく共通鍵だと思いますが、どの程度のレベルの暗号なのかということはいくらもわかりませんか。要するに暗号というのはしばしば破られるので、常に破られないように強度を高めていかなければいけないわけです。

(多田健康保険課主査) 暗号のセキュリティまでは、事前情報としてお持ちしておりませんでした。

(多賀谷副会長) どういう暗号を使っているかということオープンにすること自体も、ある意味セキュリティ上問題はあるのですが、どの程度の暗号かということを確認したほうがいいと思います。

(下井委員) 多賀谷副会長の1つ目の質問に関わることなのですが、よろしいですか。事前に調べておけばよかったのですが、要するに国保連は独立行政法人等には入らず、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等の対象にはならないということですか。国保連は、公共組合ですよ。もし、国保連が対象にならないのだったら、個人情報保護法の適用はないのですか。

(多賀谷副会長) 適用はあります。

(下井委員) そうすると、個人情報保護法の規制はかかっているわけですね。

(多賀谷副会長) 個人情報保護法では、業務評価は行わないでしょう。

(下井委員) そうすると、この資料の2-1の「5 国保連の特定個人情報管理体制について」の4つ目に業務委託契約書の話が出てきますが、これは市が国保連に情報提供する場合の委託契約ということですか。

(金森市政情報室長) そうです。

(下井委員) そうしますと、この契約の中で、国保連が提供された個人情報をどう扱うかについて市がチェックする体制をどれだけ盛り込むかということが、やはり重要です。

国の法律の中には、チェック体制をきちんと確立すべきという条文があったはずですが、おそらく条例もそれに倣っていますよね。

(金森市政情報室長) はい。今回はマイナンバー法の適用を受ける委託になります。また、千葉市の個人情報保護条例にも、委託する際にはきちんと個人情報保護の責務を守るようにという規定もございます。

(下井委員) その契約の内容と、契約が守られなかったときにどういう対応をとるかということが、先程の多賀谷副会長の質問との関係では非常に重要であると思います。それは、29年4月の公開に向けて、国がひな形を検討中ということですね。市としては、これを待っているということ

ですね。

(多田健康保険課主査) はい。

(下井委員) 独自には考えていないということですね。

(多田健康保険課主査) はい。

(下井委員) わかりました。先程のISOの話は、私も全く同感です。これは大学の学生サークルでもすぐに取得できるものです。

(多賀谷副会長) 安全性の説明に使用するものではないという気がします。

(下井委員) 単に規程を作って、それが良いかどうかだけですね。

(多賀谷副会長) 規程を作って、1年に1回担当者がチェックしに来て、いろいろ注文をつけて、結果は「問題なし」となることが通常です。

(下井委員) 実際にそのとおりにやっているかどうかは全く別ですね。

(多賀谷副会長) やはり、国保連も個人情報保護委員会が監督しなければいけないという気がしますね。国保連は本当に評価の対象ではないのですか。

(下井委員) そうですね。本当に対象にならないのですか。独立行政法人個人情報保護法の別表には入っていないのですか。

(多賀谷副会長) 別表にはなかったと思います。

(金森市政情報室長) 別表は今確認しておりますが、PIAの対象としてマイナンバー法に規定されているのは、行政機関の長、地方公共団体の長、独立行政法人等、地方独立行政法人です。

(多賀谷副会長) 「独立行政法人等」の中に、国保連は入っていないような気がします。要するに法人自体が巨大な組織で、例えば国立病院機構とか、内部に個人情報を保有しているようなところが対象なのですが、国保連はそれ自体が個人情報を大量に保有しているのではないので、おそらく独立行政法人個人情報保護法の対象にはなかったような気がします。

(下井委員) しかし、この場合は、やはり対象にならないとおかしいですね。マイナンバーがないころなら対象外でもいいと思います。

今でもこういったレセプトがあるわけだから、個人情報がないとは言えないと思います。識別情報はないのかもしれませんが。

(多賀谷副会長) 確認したいのですが、国保連はその個人情報を保存するのですか。立上げするのみで保存はしないのですか。

(多田健康保険課主査) データセンターに処理されたデータとしては保存されます。

(多賀谷副会長) 膨大なサーバ量ですね。

(下井委員) 医療情報ですから、結構怖いですね。

(多賀谷副会長) クラウドサーバではなく、サーバとしてきちんと管理ができるということですか。

(多田健康保険課主査) サーバで管理をする、データセンター内に保管されているという状況になります。

(多賀谷副会長) データセンターはNTTデータか何か管理することになったわけですね。

(吉田健康保険課課長補佐) 実際はちばぎんコンピューターサービス株式会社です。

(下井委員) マイナンバー法では、かなり規制はかかるはずですね。

(多賀谷副会長) そうですね。そちらの話ですね。

(下井委員) ですから、独立行政法人等個人情報保護法も大事ですが、この場合はマイナンバー法の規律ということになります。いわゆるマイナンバー法の受託業者ということですよ。

(金森市政情報室長) はい。

(下井委員) かなり厳しい規律があるはずですよ。

(金森市政情報室長) 相当な基準が課されます。

(下井委員) 本来であれば、その根本に個人情報保護法の規制がないといけませんよね。個人情報保護法の規制がないのにマイナンバー法だけというもおかしいです。それはここで言ってもしょうがないのですが。

結局、この委託契約書をとにかくきちんと作成するということですね。その内容と実施をきちんとするというのでしょうか。

(多賀谷副会長) マイナンバー法は、本当は分散管理システムのはずですが、そのサーバに巨大なデータがあるということは、分散管理システムではないのではないかと気がします。

(下井委員) しかし、これは、国保連しか扱えないですよ。

(多賀谷副会長) しかし、1つのシステムで完全に、そのサーバに保存しないで立上げをするというシステムは有り得るのですか。

(下井委員) そういう意味ですか。サーバを分散化させればいいわけですよ。

(多賀谷副会長) はい。

(下井委員) 私が怖いと思うのは、契約違反や何かミスがあったときに、もう委託しないというわけにはいかないですよ。国保連にしか委託できないですよ。

(金森市政情報室長) はい。法律に基づく委託ですし、今回は全国一律に行うということがございますので、代わりはありません。

(下井委員) ないわけですよ。

(多賀谷副会長) 年金システムと同じです。個人情報が漏えいして、また問題になって、大騒ぎになるということが有り得ます。

(下井委員) 競争原理が働かないので、契約の中身もそうですが、いかにその契約どおりに実施してもらうかということはずごく重要になってきます。これは、医療情報という情報の性質からして漏えいしたときの回復困難さは、おそらく相当なものですよね。

やはり、国保連に任せきりにしないで、千葉市がどれだけ厳しくチェックして管理するかということが非常に大事だと思います。その点について、契約の内容に加えて契約の実施ということに少し配慮をしていただければと思います。

(多田健康保険課主査) はい。

(本澤委員) 評価書の変更が必要となる主な点で、国保連からの特定個人情報の入手に関する記載の追加とありますが、現状、国保連から入手するということはあるのですか。

(多田健康保険課主査) その記載は迷ったところでもありまして、国のひな形で示されたように記載しているのですが、基本的にはマイナンバーを千葉市が紐づけて、転入者の情報を国保連に渡し、その結果、国保連がそれを管理した上で、該当者に新しい被保険者IDというものが振られます。マイナンバーに紐づいた別番号が千葉市に戻ってきて、それで管理することになります。表面

上はマイナンバーを使用しない仕組みができると聞いております。

(多賀谷副会長) ある種の分散管理システムになっているということですね。

(多田健康保険課主査) そうですね。

(金森市政情報室長) ここは、ある種分散といいますか、一旦、被保険者IDが振られれば、マイナンバーは使用しないということです。

(多賀谷副会長) マイナンバーはあくまでも認証として使うわけですね。

(金森市政情報室長) 認証すれば、その後は被保険者IDで作業するということになりますので、マイナンバー自体は別のところに格納します。見られる状態ではなくなります。

(下井委員) その別のIDがついて、また千葉市に戻ってきたときに、戻ってきた千葉市が元の人をつなげる必要は全くない、そういうことは考えられないということですね。

(金森市政情報室長) 特定の個人がわかればいいだけです。

(下井委員) つまり、IDとマイナンバーとの関係は別途確認できるということですか。

(多賀谷副会長) 1年か2年たって、同じ人が県内の別のところに引っ越すときに、また同じことをやるわけですね。

(本澤委員) 資料2-2の変更後の図を見ますと、実線の矢印は特定個人情報の流れ、波線の矢印は特定個人情報以外の流れとなっていますね。そうすると、千葉市からは実線の矢印が出ていますが、国保連から戻ってくるものは波線しかないという記載は、先ほどのご説明の趣旨でいいのですか。

(多田健康保険課主査) はい。資料2-1「3 特定個人情報提供イメージ」でご説明したような形で、マイナンバーは被保険者IDとして戻ってきます。千葉市としてはそれを国保の被保険者番号や住基で使っている宛名番号と紐づけて活用ができるという考え方です。

(松浦委員) 国保のID番号というのは、個人用で全然変わらないのですか。例えば、国保に入っていて民間企業に入って、出たり入ったりすると、その番号は常に変わりますよね。そのときはどうされるのですか。例えば、人材で派遣に行っている人は、国保と民間企業の保険と頻繁に入れ替わるわけですね。

(下井委員) そこをつなげるためのマイナンバーということですね。

(多田健康保険課主査) 社保に1回入ると、戻ってきたときに番号が変わります。

(多賀谷副会長) 最後に、年金記録のときにマイナンバーを使って、それをつなげて計算することもできます。

(多田健康保険課主査) ただ、同一市町村で住所が変わっていなければ、宛名番号というのは変わりません。

(松浦委員) 要するに個人の住所ですね。それで最終的に管理できるということですね。

(多田健康保険課主査) そうです。他県に行ってまた戻ってきたような場合ですと、当然、宛名番号も被保険者番号も変わりますが、それは新たにまた別の個人としてマイナンバーを付して、その人を登録するという形になります。

(本澤委員) 委託先の国保連のセキュリティ体制に懸念があるという議論は、以前の審議会でもありましたが、千葉市では、変更前と変更後の図を見ると、変更後のほうが大分複雑になっているのですが、担当部署は、これまでも国保総合PCやマイナンバー関係を扱っていた部署なのでしょ

うか。

この給付事務の高額療養費を扱う部署に今度新しくこの仕組みが入るということだと思うのですが、そこはそれまではマイナンバーや国保総合関係、国保総合PC等の仕組みは使っていましたか。

(多田健康保険課主査) 今回の担当部署は、国保を管理しております健康保険課で、すでに評価は一度実施済みでございます。高額療養費を取り扱っているのもその健康保険課でございまして、その中の一部にマイナンバーの取扱いが増えたという状況なので、取り扱っているという実態としては、大きい変更ではないかとは思いますが。

(本澤委員) 評価書上は、安全管理措置をとることになっていますが、今回の変更によって千葉市側の体制で何らかの新たな対策をとる必要はないということですか。

(多田健康保険課主査) はい。組織としての体制をこれによって何か変更するということは、特にございませぬ。

(稲垣会長) ほかに何かございますか。

皆様のご意見としては、国保連は業務評価の対象にならないため、千葉市が細かくチェックしていかなければならないということですね。千葉市と同じような評価は実施していないわけですから。

(下井委員) ただ、マイナンバー法の規制はかかります。かなり厳しいはずですが。

(多賀谷副会長) マイナンバー法は、税金関係の源泉徴収義務者や、国保連などが支払う保険関係に厳しくかかってくるだろうと思います。それに期待するしかないということですね。

(稲垣会長) 非常に厳しい契約にしても、先ほどのお話のように、何か不都合があっても、国保連への委託をやめるわけにはいかないわけですね。

(下井委員) そこが難しいところですね。

(稲垣会長) 後からの制裁では無理があるから、結局、年中監視というか、確認が必要になりますね。

(下井委員) 契約どおりに実施されているかということですね。

(稲垣会長) そちらが中心になりますね。後からのペナルティはほとんどないわけですね。

(下井委員) ペナルティはありますが、ペナルティがあればいいというわけではないということです。情報を漏えいして罰せられても、漏えいした情報は帰ってきません。

(稲垣会長) そういうところに注視しなければならないということですね。

(下井委員) 多賀谷副会長がおっしゃったように、マイナンバー法の規律は厳しいが、それに付随するいろいろな個人情報に対して法律の規制がまだないところに不安が残るけれども仕方がないということです。

(稲垣会長) 今のお話ですが、何か疑問等があればどうぞ。よろしいですか。

(なし)

(稲垣会長) それでは、審議会からの答申の検討に入っていきたいと思います。

(多賀谷副会長) 心配だけど仕方がない。十分注意してくださいということですね。

(下井委員) 契約内容をきちんと実施してくれということです。

(金森市政情報室長) 前回のご審議でもお話がありました。

(下井委員) そうですね。

(金森市政情報室長) それでは、答申案をお配りします。

前回の介護保険に関する事務のご審議のときも国保連が対象になりましたが、そちらと同様の記載となっております。やはり、今回のご審議でもありましたように、公的機関でありながら千葉市との関係は、民間同士と同様の委託関係にしかないということに懸念があります。そのため、委託契約の内容をきちんと守ってもらい、また、こちらとしては、その委託事務をよく監視していくということを意図したものでございます。前回の審議会の答申に倣って作成させていただきました。

お手元の答申案の「1 諮問事項」と「2 諮問に対する意見」まで読み上げさせていただきます。

「1 諮問事項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第27条第1項に基づく特定個人情報保護評価（国民健康保険に関する事務）について」。

「2 諮問に対する意見 番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階における評価としては妥当なものと認められる。

なお、市としては、千葉県国民健康保険団体連合会に対する積極的な検査の実施等を通じて個人情報の取扱状況等を注視していくなど、引き続き個人情報の安全性の確保に努められたい。」。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

(稲垣会長) 前回もなお書きがありましたが、今回も「注視していく」などのなお書きが必要ですね。

(下井委員) あえて加えるとしたら、「契約の内容を十分に吟味する」とか、「安全性確保の面から十分に吟味して」、といった文言ですかね。前回それを加えなかったのはなぜだったのか、定かではありませんが。

(稲垣会長) 「市としては」の次に、契約内容についてもといった内容を加えるということですよ。

(下井委員) 加えるとしたらそこですね。

(多賀谷副会長) 「積極的な検査の実施等」の前ですか。

(下井委員) それより前です。「千葉県国民健康保険団体連合会と締結する受託契約の内容を十分に吟味した上で、同契約に基づく積極的な検査の実施等について」といった記載でしょうか。

契約に基づく検査なのかよくわかりませんが、検査自体はマイナンバー法に基づくものですか。

(金森市政情報室長) 契約に基づくものです。

(下井委員) そうですよ。受託契約だから法律に基づく検査はないでしょうね。

(金森市政情報室長) はい。

(下井委員) 現段階では、契約の中に検査をするという内容があるという情報がないので、答申でそこまで言っているのかという気もします。

(金森市政情報室長) 4月に国から、契約書のひな形が示される予定です。

(下井委員) しかし、今この段階で答申を出すに当たっては難しいですよ。

(金森市政情報室長) 千葉市としては、個人情報取扱特記事項等に基づいて、国保連に対して厳しく対応していく必要があると思います。

(下井委員) 契約の内容が決まっていないのに契約に基づく検査という文言を入れるのはおかしいですね。

(金森市政情報室長) はい。

(下井委員) そうしますと、「安全性の確保の面から契約内容を十分に吟味し、そして注視していく」といった内容になりますかね。

(稲垣会長) いろいろな言い方がありますよね。契約の内容やその検査についての文言は入れるようにしたほうがいいと思います。

(下井委員) しかし、契約内容が何も決まっていないのに、契約に基づく検査という答申を出していいのかという疑問があります。

(多賀谷副会長) では、「契約に基づく」という文言を入れずに、契約と検査の実施についてどのように並列にするのはいかがでしょうか。

(下井委員) そうですね。

(稲垣会長) そうですね。並列にしましょう。

では、そのように記載して、事務局で修正をお願いします。委員の皆さんにも後で確認していただくので、よろしく願いいたします。

(金森市政情報室長) では、「千葉県国民健康保険団体連合会との契約の内容を十分に吟味し、その安全性の面から積極的な検査の実施等を」といったような文言を入れさせていただきます。会長にご相談の上、委員の皆さんにお配りさせていただきました上で、答申を確定させていただければと思っております。

(稲垣会長) では、このような修正の上で、答申書を提出するというところでよろしいでしょうか。

(下井委員) 単に契約ではなく、「番号法の規定を遵守し」という文言がどこかに必要ではないですか。当然のことなのですが。

(稲垣会長) 当然といえば当然ですね。

(多賀谷副会長) 「番号法の規定に照らし」としか書いていないですね。

(下井委員) それは番号法の規定に照らして審議しただけですね。安全性の確保についても当然、諸法律の規定内容の遵守が必要です。

(金森市政情報室長) 「番号法の規定」という文言は契約についての記載にも追加したほうがよろしいでしょうか。

(下井委員) 加えたほうがいいと思います。

(金森市政情報室長) 「千葉県国民健康保険団体連合会との契約」となっておりますが、そちらに、「法律の内容に照らして」といった文言を加えるということではよろしいですか。

(多賀谷副会長) 「法律」ではなく「番号法」ですね。

(金森市政情報室長) 「番号法に照らして十分に」といった文言でしょうか。

(下井委員) 「照らす」という文言は弱いので、「遵守する」にしましょう。

(多賀谷副会長) 「番号法を遵守し」という形ですね。

(下井委員) このままだと何の規制もない契約になってしまいます。

(金森市政情報室長) 我々も審議会でのご意見を基に個人情報保護条例と個人情報取扱特記事項を改正いたしましたので、それを反映させていきたいと考えております。

では、以上の表現を加えさせていただきたいと思います。

(松浦委員) 「積極的な検査の実施等を」という、等というのはほかに何か含んでいるのですか。

(金森市政情報室長) 前回の段階では、検査の実施だけではなかったと思います。

(松浦委員) 「積極的な検査を実施」ということになる、例えば「定期的に実施する」とか、そういう項目は入らないのですか。

(金森市政情報室長) そういう意図も含めての表現であったとは思いますが。

(多賀谷副会長) 契約の中身がまだわかっておらず、それ以外のことも入っているかもしれないので、「等」は入れておいたほうがいいと思います。

(金森市政情報室長) 検査を実施するだけではなく、個人情報取扱特記事項では、報告義務等も課しておりますので、委託先から報告を受けるということもございます。それに対する検査の実施、報告に基づかない検査の実施もございます。定期的な検査のみではなく、抜打ちの検査もあるので、含みを持たせた表現となっております。

(松浦委員) しかし、「連合会に対する積極的な検査等」の中に報告が入っているというのは、言葉の意味としておかしいと思います。

(下井委員) 報告を求めるということです。

(松浦委員) その報告をするということと求めるということとは、違うと思います。

(下井委員) 契約の中で定期的に報告しろという内容であれば、等に入るのではないかと思います。

(稲垣会長) ほかによろしいですか。

(なし)

(金森市政情報室長) また具体的な答申案等は後日作成させていただきたいと思います。

(稲垣会長) 修正した上で、確定いたします。

では、以上で本案件の議事は終了いたしました。実施機関はご退出をお願いします。

(実施機関退出)

(金森市政情報室長) 独立行政法人個人情報保護法を読み直しましたが、国保連は入っておりません。通則法の別表も探してみたのですが、中央競馬会などはあるのですが。

(下井委員) それは特殊法人だから入っているのです。

(多賀谷副会長) 特殊法人ではないところです。

国立病院機構は入っているでしょう。

(金森市政情報室長) はい。

(下井委員) 今の段階では、国保連は、個人の識別情報は持っていないということなのですかね。

(金森市政情報室長) あくまで一時貸借という形でしょうか。

(多賀谷副会長) 個人情報保護条例に外部団体の規定を入れているでしょう。

(金森市政情報室長) 出資等法人という形になってしまいます。

(多賀谷副会長) 国保連というのは、県の連合会でしょう。千葉県が条例に規定していれば良いのですが、していないでしょうね。

(下井委員) 国保連はマイナンバーの使用前だと個人識別情報を持っているのですか。レセプト情報は個人識別情報に入っているのですか。

(金森市政情報室長) 入っているとは思いますが。

(下井委員) IDが入っていますよね。

(金森市政情報室長) かなりの量の情報を持っていると思います。

(下井委員) 国保連の中で個人が特定できますからね。レセプトの情報訂正請求もあります。

(多賀谷副会長) しかし、県にせよ市にせよ、条例で規制を加えているとは思えないですね。一般的なシステムの形とは、やはり少し違います。

(下井委員) 個人情報保護法の基本的な趣旨からいったら、入っていて然るべきですよ。

(多賀谷副会長) はい。

(稲垣会長) よろしいですか。

(なし)

報告(1) 行政機関個人情報保護法の一部改正について

(稲垣会長) では、次の議題に入ります。

次に、報告「行政機関個人情報保護法の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(金森市政情報室長) それでは、資料3「行政機関個人情報保護法の一部改正について」をお開きください。

行政機関個人情報保護法は、国の行政機関が保有する個人情報について取扱いを規定するものがございます。したがって、千葉市のような地方自治体には直接適用のあるものではございません。

個人情報に関する規制につきましては、個人情報を保有する者ごとに法的な規制がかけられております。大枠でいいますと、国の行政機関については、今ご覧いただいております行政機関個人情報保護法、地方自治体につきましては、自治体の個人情報保護条例、民間事業者につきましては、基本法である個人情報保護法になります。その3本立てで規制がかかっているということになっております。

本質的な部分では、ほぼ同様の規制をしておりますが、それぞれ少しずつ規定が異なっているのも実情でございます。

したがって、国のルールが変わったといいますが、絶対に市のルールを変更しなければならないという、法的な義務があるというものではございません。しかし、同じ個人情報に関する規程ではございますので、少なくとも、まずは国のルールに従って変更すべきかという検討をする必要はあろうかと考えてございます。

そこで今日は、その国のルール、ここでいう行政機関個人情報保護法になりますが、そのルールが変わりましたので、その情報提供としまして法改正の概要を説明したいと考えております。

それでは、資料3の「1 主な改正内容」をご覧ください。

改正には大きく3つあります。説明の都合上、(1)と(2)は併せて説明させていただきます。

まず、1点目は「(1) 非識別加工情報制度の導入」でございます。行政機関個人情報保護法の目的は、当然、個人情報の保護であるわけですが、今回の改正では、その保護に加えまして個人情

報の活用を規定することとなります。

その上で、個人情報を特定の個人を識別することができないように加工した情報を非識別加工情報と定義いたしまして、その非識別加工情報の作成、提供につきまして、民間業者に提案させるということとしています。

2点目は「(2) 個人情報の定義の明確化」です。

あくまで明確化ですので、個人情報の定義が変わるといったものではなく、わかりやすくする、明確にするといったことが意図された改正でございます。したがって、こちらでは、個人情報の典型例として、紙面での情報だけではなく、電磁的記録や音声、動作も含まれることを明確化するとされています。

また、米印にありますような指紋や、パスポートの番号といった、それぞれの個人ごとに1つしかない番号についても当然個人情報に含まれるとされたものでございます。

資料3-2「【参考資料】行政機関個人情報保護法の改正内容及び千葉市の規定等の対照表（個人情報の定義の明確化）」をご覧ください。

こちらは、個人情報の定義の実際の条文を書いたものでございまして、左が現行の国の法律の規定、真ん中が改正後の国の法律の規定、右が参考として、千葉市の条例の規定を載せております。

また、真ん中の条文につきまして、下線が引いてございますが、この下線部分が加わったとお考えください。

左側の行政機関個人情報保護法（現行）の定義を読みますと、「この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」とあります。この「その他の記述等」が非常にわかりづらいということで、真ん中の改正案では、「一」の「その他の記述等」の後に下線を引いてございますが、文書はもちろんのこと、図画であつたり、電磁的記録であつたりというものが含まれるという記載になっております。

また、「二」では、パスポート番号のようなそれぞれの個人に1つしかない情報が入っていさえすれば、個人が特定されるということで個人情報であるということが規定されたものでございます。

我々が実際、個人情報をどのように管理しているのかと申しますと、申請書を例にご説明します。その申請書を束ねて持っているだけではなく、申請書のある項目をパソコンに、名前を入力して、データを打ち込んでいくといった作業をすることが当然多くございます。縦列に金森や金本という名前があり、その横列に生年月日、性別、住所、風邪をひいた、何回投薬したという各種の情報があつた表をイメージしていただければと思います。

そのようなデータにつきまして、例えば、名前や生年月日を削除してしまえば、ある人間が風邪で、ある日に病院に行ったという情報しか残りませんので、相当珍しい病気である場合などを除き、特定の個人を識別することができないこととなります。始めに申し上げました非識別加工情報はそのように捉えていただければと思います。あくまでイメージですので、実際にはもっと複雑な加工をいたします。

では、その非識別加工情報をどのように活用していくかということについては、資料3-1「匿名加工情報の作成・提供の仕組み」をご覧ください。

こちらは、国が非識別加工情報制度の概要として、ホームページで公開しているものでございます。ここでは、「匿名加工情報」は今申し上げた「非識別加工情報」とイコールと考えてください。まず、右側の「行政機関」をご覧ください。

国では、どのような個人情報を保有しているかということ、個人情報ファイルという形で、ホームページで公開しております。個人情報ファイル簿が公開されていて、かつ情報公開請求があれば、ある程度の情報が部分的に開示される個人情報で、かつ行政運営に支障がないと思われる個人情報について、国は定期的に、一般には毎年といわれているようですが、非識別加工情報制度の提案の募集をいたします。

それに対して、不適合者でない民間事業者が、その利用目的や安全管理体制を示し、そういった情報が欲しいという提案をいたします。

その提案の利用目的や安全管理体制が適切かということ、審査いたします。そして、審査に適合いたしますと、匿名加工情報を国が作成します。作成しましたら、提案者と利用契約を締結した上で、匿名加工情報を提案者に対して提供します。提供しましたら、対象となっている個人情報ファイルに、この個人情報ファイルにつきましては匿名加工情報を作成したということに記載して公表することになります。

今度は左側の「民間事業者」をご覧ください。

民間事業者が提供を受けた場合、その匿名加工情報を何とかして個人がわかるように解読しようといったような、個人の識別行為が禁止されます。また、提案した契約の内容を遵守する義務が発生します。併せて、実費を勘案した手数料を国に納付することになります。これが匿名加工情報制度の概要になります。

以上が資料3の(1)と(2)の説明になります。

それでは、資料3にお戻りください。

続きまして、1の「(3) 要配慮個人情報の規定」をご覧ください。

国では、新たに「要配慮個人情報」という定義をいたしました。また、先ほどご説明した個々の個人情報ファイルに要配慮個人情報の有無を記載するということが規定されました。(3)の説明は以上です。

資料3-3「【参考資料】行政機関個人情報保護法の改正内容及び千葉市の規定等の対照表(要配慮個人情報の規定)」をご覧ください。

こちらは、資料3-2と同様、左が現在の国の法律の規定、真ん中が改正後の法律の規定、一番右が千葉市の条例の規定という形で関連規定を対照表形式で記載したものになります。真ん中の欄の場合、先ほどと同じように下線を引いている部分が今回新たに規定されたものです。

したがって、真ん中の段を見ていただければわかるのですが、一番左に新設と書かれていますように、第2条第4項で、新たに要配慮個人情報が規定されることとなりました。

この要配慮個人情報とは、条文を読みますと、「この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」ということで、非常に広い範囲になっております。

いわゆる人に知られたくない情報や、人権を守る上では人に知られてはいけない情報が含まれて

おります。

一方、千葉市では、右を見ていただきますと、すでに第7条第3項に規定がございます。具体的には、下線部を引かせていただきましたが、「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報」を、規定するだけではなく、収集については原則禁止という形にしております。

ただし、必要不可欠である場合はこの審議会で審議することになってはいますが、そういう場合は収集してもいいという規定もございます。国よりも一歩進んだ規定になっているとお考えいただければと思います。

資料3にお戻りください。

少々長くなりましたが、以上が「1 主な改正内容」に掲げた内容となります。

次に、「2 国における検討の動き」をご覧ください。

こういった個人情報の活用に関する動きですが、国レベルでいいますと平成25年頃からオープンデータやビッグデータの活用の推進が活発になっております。

まずは、民間の持っている個人情報の取扱いについて各種検討会の検討を経て個人情報保護法を改正しています。

次に、個人情報保護法は民間事業者同士のルールですので、その民間事業者間のルールについて国の行政機関にどのように当てはめるかにつきまして、研究会の審議を経て、今回ご説明しているとおり、今度は行政機関個人情報保護法を改正していくものです。今現在は、民間事業者や国の行政機関のルールを地方自治体にどのように適用させていこうかということを検討中ということでございます。

資料3の「3 各研究会等の概要」をご覧ください。

(1) が先ほど申し上げました、一番最初の国の行政機関個人情報保護法を改正するときに行った研究会の経緯、(2) が今現在、進行形で行われている地方公共団体にどのように条例改正してもらうかということを考えている検討会の経緯でございます。見比べていただきますと、(1)の行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会に比べまして、(2)の地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会は、昨年9月に第1回の検討会が開催され、約半年後の本年3月に一定の報告があるという非常に短期間の予定でございます。

(2)の検討会の審議内容の主要な部分について触れさせていただきますと、第1回の会議では、条例の見直しについても、ある程度附言をしていくということ等を検討しております。

第2回の会議におきましては、東京都が、ヒアリングを受けておまして、3つほど意見を述べております。特に、2つ目の意見は、「非識別加工情報については、法律で規定されたらやるべき、という結論は、必ずしも短期間では出せない。」、3つ目の意見は、「どのようなデータにどのような事業者のニーズがあるのかという疑問が非常に多い。ある程度国等の状況を見たいというのが正直な意見。」という、非常に率直な意見を発表しております。

以上のような状況に加え、開催スケジュールは国の指針はまだ出ておりませんので、今回の法改正同様に条例改正をしたという自治体はまだ出てきておりません。

「4 他自治体の検討状況」をご覧くださいと、神奈川県の見解が記載されております。宇賀克也先生が会長をなさっている、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会に、昨年9月に諮問を

して、もうすでに答申を得ておりますので、少しご説明させていただきます。

この神奈川県が、事務局で調査したところ、一番検討が進んでいる地方自治体でございます。左側が諮問事項、右側がそれに対する答申となっております。そちらにありますように、法改正の主な内容である3つのうち、「個人情報の定義」と「要配慮個人情報」に関しては、ほぼ行政機関個人情報保護法の規定どおり改正をすることが妥当だろうと考えられているようです。

一方、「非識別加工情報」の提供制度につきましては、「非識別加工情報の提供制度に相当する制度の導入を図る際は、改めて検討すること。」とされていますように、改正を見送るという判断でございます。

大変長くなってしまいましたが、以上が行政機関個人情報保護法の一部改正の内容のご報告でございます。

なお、これからのおおよそのスケジュールでございますが、先に局長から話があったように、国の考え方が本年3月に発表され、おそらく本年6月か7月頃、遅くとも10月には国の非識別加工情報制度が開始されることとなりますので、その状況と他自治体の状況を見た上で、早ければ来年度の審議会に、私どもから条例改正案の諮問を行うことになろうかと考えているところでございます。

以上でございます。

(稲垣会長) ありがとうございます。

今のご説明で何かご質問等ございますか。

いずれは千葉市も条例改正を検討するということですね。

(金森市政情報室長) はい。神奈川県に倣えば、要配慮個人情報の定義についてはそのまま改正するということになるかもしれませんが、要配慮個人情報については、千葉市は原則収集を禁止しておりますが、例えば、病歴について、市立病院の事務局が管理する場合があったり、医師からこういった説明があったという記録を保存することもあります。要配慮個人情報は政令で指定されることになっておりますので、実務上、原則禁止に馴染まない項目もあるかと思っておりますので、そういった現実を加味した上で今後検討していくという形になろうかと思っております。

(多賀谷副会長) 結婚相談の情報というものはあるですか。

(金森市政情報室長) 今はなくなりました。ただ、現実的に行政相談という事務を当然行っておりますので、そういった情報もどうしようかという部分があるかと思っております。

(多賀谷副会長) やはり福祉関係ですね。介護関係は当然そういう情報はたくさん入ってきますね。

(金森市政情報室長) 国の議論を見ますと、ニーズが高いのは福祉関係と教育関係ということが言われております。

(多賀谷副会長) 福祉関係の要配慮個人情報は大体電子化されていません。ケアマネジャーが手書きで書いているような情報があります。そういった情報も条例の適用はあるのですね。

(金森市政情報室長) はい。ただ、国は保有している個人情報を個人情報ファイルという形で整理しておりますが、千葉市では事務という形で整理しているため、まずファイルを作成するところから始まります。手書きの情報も当然多くありますので、ファイルには向かないだろうとは考えております。

(多賀谷副会長) 非識別加工情報では、教育関係とか医療関係の情報を狙われるということですね。

(金森市政情報室長) そういったことが起こり得ます。

(多賀谷副会長) 例えば、千葉市内の市立小中学校で成績に問題のある生徒の一覧があるとしますね。名前は削除するわけですから、例えばどこの学校に何人ぐらいいそうであるとか、そういった情報は公開されるかもしれないです。

(金森市政情報室長) そうなる可能性もあるということです。

(多賀谷副会長) 教育ビジネスはそれを利用するということですね。

(金森市政情報室長) 個人が識別される状態であるかどうかという部分でございますが、マンモス校と10人程度しか生徒がいないような学校とでは全く事情が異なります。どういった単位で加工するかということも含めての議論になります。そもそもの収集の方法から検討する必要があるとは考えております。

(松浦委員) 非識別加工情報というものは、民生委員さんは欲しい情報ですよ。それはどうなるのですか。

(金森市政情報室長) 民生委員さんに対しては、災害の要援護者であるといった情報につきましては、すでに、この審議会に諮問し、配付しているところでございます。

民生委員は児童委員も兼ねていますし、公務員という性格もありますので、ある程度は持てる情報がすでございます。

(多賀谷副会長) どの地域に要介護度1の老人が何人ぐらいいるかということがわかれば、氏名がなくても、おそらくそれはビジネスになりますね。

(金森市政情報室長) はい。国でも、あまりにも特定の分野だけが利用することが想定されてしまうのではないかということは議論されています。ただ、我々は、民間と違い、公権力といいますか強制的な権限がありますので、個人情報の情報量が民間より非常に広く、また微妙なものもあるため、それをどこまで利用させていいのかという疑問があるのは事実です。

(多賀谷副会長) これが問題になったのは、SuicaのデータをNTTデータが利用しようとしたことです。氏名のみ削除して、Suicaに入っている情報を欲しいということで問題になりました。データ化された大量の個人情報しかおそらくビジネスにはならないでしょう。

(金森市政情報室長) あくまでも大量個人情報が対象になってくるということですね。

(多賀谷副会長) 市がそれをどの程度持っているかということです。

(金森市政情報室長) 手書きの情報が、電子データ化されているかという部分もあります。

(多賀谷副会長) 電子データ化していなければ、問題にならないですね。外部へ提供するために手書きにしるということはありません。長期的には電子カルテになって、医療情報は電子化していくでしょう。

(下井委員) 市が持っている情報がどれだけ大きいかということは、おそらくあまり問題になりません。一番問題になるのは、やはり医療データです。医療関係者に言わせると、国立病院、県立病院、市立病院、私立病院、それぞれに全部同じように情報の提供を求めても、それぞれ対応が全然違うから、それが困るということです。それぞれがそれほど大量に情報を持っていなくても、全部集めるとすごいビッグデータ、オープンデータになって、それが医療研究に役立つということが

あります。行政機関で一番問題なのは、医療です。

要配慮個人情報については、先ほどご説明がありました、結局その個人情報ファイル簿に、これについては要配慮個人情報があると明記するところが一番のポイントです。千葉市に対して、非識別加工情報の提案をしたいというときに、そのファイル簿を見て、これをこう加工してくれという請求をしてくるわけですね。

そのときに、要配慮個人情報が入っているということをあらかじめ示しておくということが一番問題なので、もし、千葉市でもこの国の制度に倣った非識別加工情報制度を取り入れるのであれば、要配慮個人情報という名前をつけるかどうかはともかくとして、やはり、それをどこかであらかじめ明記するようなシステムとセットにしておかなければいけないという気はします。

また、金森さんが、行政の場合は、保有している個人情報が非常に微妙なものが多いとおっしゃっていましたが、それは全くそのとおりです。それが一番議論されたところです。本日の説明でも、この法律に基づいて、非識別加工情報の提案がされたら、何でも提供しなければならないように聞こえますが、法律の規定は相当裁量が広く、どういう場合なら提供しなければいけないかということとはほとんど書いていません。

多賀谷先生にお伺いすべきことかもしれませんが、これでビジネスチャンスをつくるという、政府のIT推進改革本部がそういうことを言っているの、兼ね合いが難しいかなと思います。

(金森市政情報室長) 千葉市も個人情報保護事務につきましては、ここに要配慮個人情報があるということは、事務単位ですが明記はしております。しかし、そのファイル単位ということになりますと対応が難しい部分です。

(下井委員) つまり、非識別加工情報の請求との関係で示しておかなければいけないと思うのです。

(金森市政情報室長) はい。事務としては、難しいと考えた部分ではあります。

(多賀谷副会長) 業者が営利目的で請求してくる情報で、思い出すと一番多いのは、必ずしも個人情報とは限らず、地図情報システムといいますか、千葉市が膨大な予算をかけて作った地図データを全部開示しろと請求してくるのです。それを使ってパーソナルデータ、地図データのビジネスをやってしまうという、そのように使われる可能性はおそらくかなり高いでしょうね。

(稲垣会長) では、これについては、この程度でよろしいですかね。

(なし)

(稲垣会長) いろいろな動きがございます。

(多賀谷副会長) 要配慮個人情報は、すでにある程度、千葉市では規定されています。

(金森市政情報室長) はい。

(多賀谷副会長) 匿名加工情報は、まだどういったものか全くわかりません。

(下井委員) 定義の明確化は行ったほうが良いと思います。

(金森市政情報室長) わかりました。ありがとうございます。

(稲垣会長) それでは、その他として、事務局から何かございますか。

(金森市政情報室長) 本日の会議の議事録の確定方法についてでございます。

後日、事務局で議事録の案を作成いたしまして、委員の皆様にお送りいたしますので、ご意見を頂

戴したいと思っております。いただいたご意見をもとに修正案を作成いたしますので、その確定につきましては、会長さんにご一任いただく形でお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) 以上をもちまして、第20回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(志村総務局長) 本日はご審議ありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いたします。

—了—